

**恵珠苑 指定短期入所生活介護事業所  
（ 併 設 型 ・ 空 床 型 ）**

**運 営 規 程**

**《 従来型・指定介護予防サービス事業用 》**

**社会福祉法人 優 輝 会**

## **(事業の目的)**

**第 1 条** 社会福祉法人優輝会行う指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業（以下「事業」という。）は、要支援者からの依頼を受けて、当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## **(運営の方針)**

**第 2 条** 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

## **(事業所の名称等)**

**第 3 条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵珠苑 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 長崎市田上 2 丁目 15 番 12 号

## **(従業者の職種、員数及び職務の内容)**

**第 4 条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（指定介護老人福祉施設恵珠苑との兼務）

- (1) 管 理 者 1 名以上（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理、業務実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医 師 1 名以上（嘱託）、精神科を担当する医師 1 名以上（嘱託）  
医師は、利用者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うとともに、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上（常勤）  
生活相談員は、居宅サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又

はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談業務等の生活指導を行う。

(3) 介護職員 20名以上

\*併設の従来型特養（50名）との合算  
介護職員は、サービスの提供に当たる。

(4) 介助員 必要とする数以上

介助員は、洗濯及び清掃業務を担当する。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤）【以下、ユニット型施設兼務】

機能訓練指導員は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 看護職員 1名以上（常勤）

看護職員は、サービスの提供に当たるとともに、常に利用者の心身の健康状態を把握し、そのために必要な措置を講じる。

(7) 管理栄養士 1名以上（常勤）

管理栄養士及び栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行う。

又、食材管理等の食事提供に関する管理を行う。

(8) 調理員 必要とする数以上

調理員は、常に衛生管理に努め調理を行う。

(9) 事務員 必要とする数以上

労務管理、会計処理その他事務を行う。

## （利用定員）

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

従来型短期入所生活介護事業所の利用定員 10名

## （利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 介護

① 利用者の心身の状況等に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

② 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴、または清拭を行う。

③ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

- ④ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
  - ⑤ ①から④に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
  - ⑥ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
  - ⑦ 利用者に対し、利用者の負担により、従業者以外の者による介護は受けさせない。
- (2) 食 事
- ① 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。
  - ② 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。
- (3) 機能訓練
- 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活をするうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (4) 健康管理
- 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採る。
- (5) 相談及び援助
- 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (6) 送 迎
- サービス利用開始時及び終了時に利用者の希望により居宅施設間の送迎を行う。但し、日曜日、1月1日～3日を除く。
- (7) その他のサービスの提供
- ① 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行分ければならない。
  - ② 常に利用者の家族との連携を図るように努めることとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額とサービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにすることとする。
- 4 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）  
通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用は、通常の実施地域を超えたところから、1kmに100円を乗じた額とする。
  - (2) 居住費（従来型個室1,400円/日 多床室1,080円/日）  
ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額とする。
  - (3) 食事の提供に係る費用（朝食480円、昼食700円、夕食700円）  
ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額とする。  
なお、食費が負担限度額より低額の場合は、実費とする。
  - (4) 訪問理美容代 1,500円
  - (5) 事務管理費（180円/日。但し、1か月以上連続利用の場合）
  - (6) 日常生活費（220円/日）
  - (7) 教育娯楽費（150円/日）
  - (8) 光熱費（30～50円/日。持込電化製品の台数に応じて）
  - (9) テレビ貸出費（100円/日。電気代込み）
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。（実費相当額）
- 5 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を受けるものとする。

### （通常の送迎の実施地域）

**第7条** 通常の送迎の実施地域は、長崎市（旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町を除く）とする。

### （サービスの利用に当たっての留意事項）

**第8条** 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。
- (2) 喧嘩、口論及び泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼしてはならない。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならない。
- (4) 指定された場所以外で、火気を用いてはならない。
- (5) 故意に、事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出してはな

らない。

(6) その他管理者が定めた事項。

### **(緊急時における対応方法)**

**第 9 条** 事業所の従業者は、介護予防指定短期入所生活介護の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

### **(身体拘束防止)**

**第 10 条** 事業者は、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は原則行わない。

2 緊急やむを得ない場合とは、切迫性・非代替性・一時性、そのすべてを満たしている場合のことを指し、この場合、各職種が集まり検討した上での判断をするものである。

3 利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって説明を行い、文書での同意を確認する。

4 身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残す。

### **(非常災害対策)**

**第 11 条** 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、半年毎に 1 回の避難及び救出、その他必要な訓練等を行い、夜間を想定した訓練等も行う。

3 防火管理者は、講習等により必要な知識を身に付け、職員に指導し、定期的に設備等の状態や、避難経路等の確認を行う。

### **(虐待防止のための措置に関する事項)**

**第 12 条** 事業者は虐待の防止を重視し、安全な環境を提供する。

2 虐待防止検討委員会を設置し、おおむね半年に 1 回以上の会議と報告プロセスを確立する。

4 虐待の種類と徴候についての指針を策定し、従業員に普及させる。

5 匿名報告の仕組みを提供し、報告書を保護するための措置を明示する。

6 虐待報告の進捗状況を関係者に通知し、適切な対応をとる。

### **(業務継続計画の策定等)**

第 13 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護事業所のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(その他運営に関する重要事項)**

第 11 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する。

2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

4 事業所は適切な指定短期入所生活介護事業所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

6 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人優輝会と事業所の管理者との協議に基づいて別に規定するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日	一部改正 (従業者の員数)
平成 20 年 8 月 1 日	一部改正 (従業者の員数)
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正 (従業者の員数)
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正 (従業者の員数)
平成 23 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
平成 26 年 4 月 1 日	全面改正 (ユニット部分の規定の削除及び従業者の員数)
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数・多床室の居住費)
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数、居室費、食費の提供に係る費用、 事務管理費等諸費用、送迎の実施日、身体拘束防止)
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数)
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数、居室費、食費の提供に係る費用、 事務管理費等諸費用)
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正 (従業員の員数、居室費、食費の提供に係る費用、 事務管理費等諸費用)